

附属機関の名称

燕市廃棄物減量等推進審議会

設置の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定めるもののほか、燕市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年燕市条例第 131 号）に基づく一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するにあたり、幅広く意見を求めるため。

所掌事務

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、及び答申すること。

委員構成

審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- (1) 住民代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

任期

2 年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

委員名簿

選任中。
